

飛驒法人会だより

No.212
2018

平成30年1月1日 第212号 発行所 高山市花里町3 (公社)飛驒法人会 発行人 岡田賛三／編集人 住 宏夫

ウェブサイト <http://hida-hojinkai.com/>
メールアドレス hidahojn@siren.ocn.ne.jp

TEL 0577-34-2201
FAX 0577-33-1093

新春



目次

■ 岡田会長 新年挨拶	2
■ 名古屋国税局 課税第二部長 挨拶	3
■ 署長さん訪問記 新春よもやま話	4～7
■ 税務署からのお知らせ	8～11
●平成30年分以後の所得税確定申告及び年末調整の改正事項	
●医療費控除は領収書が提出不要となりました ●消費税の軽減税率制度が実施されます!	
■ 年男・年女(戌歳)今年の抱負	12～13
■ 休憩室	「飛驒地域をノルディックウォーキングの聖地に!!」 14～15
■ 事業所訪問	有限会社 せんだ生花店 16～17
■ とんなんしいぺい(支部短編ニュース)	18～19
■ 飛驒法人会の活動報告	20
■ 読者の窓	21
■ 青年部会だより	22
■ 飛驒法人会より 会員の皆様へお知らせ	23
■ 編集後記	24



— 雪の降る町並 — 高山市大新町



年頭のあいさつ

(公社)飛驒法人会 会長

岡田 贇三

平成30年の年頭にあたり、(公社)飛驒法人会の会員の皆様には謹んで新年のご挨拶を申し上げますとともに、日頃からの法人会活動に対しまして、深いご理解と温かいご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、国内では突然の衆議院選挙があり、会員の皆様も大変な思いをした方もおられたと思います。そして12月1日に平成31年4月30日に現在の天皇陛下が退位され、皇太子殿下が5月1日、天皇に即位されること及び元号も改まることになりました。

飛驒地域の主要産業である観光方面では、観光客も順調に伸びています。ことに外国人観光客の伸びには目を見張るものがありました。

大きな行事としてユネスコ無形文化遺産に登録されたことを祝った、高山祭屋台の総曳き揃えが55年ぶりに4月29日、30日に開催され、2日間で25万人もの観光客で賑わいました。

また、それに引続き5月3日から6日の4日間、「飛驒の大祭」にあたる飛驒一宮水無神社の式年大祭が開催されて、こちらも12万人の人出がありました。

一方、税制では衆議院選挙を経て安倍政権が信任されたことにより、31年10月の消費税の税率10%への増税が軽減税率の適用も含めて動いています。

法人会としても、今後の成り行きを注視していかなければなりません。

そのような中で我が飛驒法人会は公益社団法人として、また、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、税制に関する建設的な提言や子供達への租税教室などで企業の発展を支援し、地域の振興に寄与して国と社会の繁栄に貢献しています。

これからも税知識の普及、納税意識の高揚など「税」を中心とした活動や、地域社会の発展を図る事業など幅広い事業を展開します。

平成29年度は、組織の中核である青年部会による児童・生徒を対象にした「租税教室」については、小・中学校合計16校について開催することになっています。

また、女性部会においては「租税教室」の開催に併せて「税に関する絵はがきコンクール」へ作品募集を実施し、優秀作品を顕彰していきます。

なお、本年11月に青年部会の全国大会である「全国青年の集い 岐阜大会」が岐阜市で開催されます。

飛驒法人会青年部会は「物産展」を担当することになっており、また、「租税教育活動のプレゼンテーション」では名古屋局管内を代表して発表することになっています。本年の「租税教室」においてはそれを見越してより実りある授業の内容にすべく精力的に活動しています。

ただ、組織面を見ますと相変わらず会員数の減少は続いていますので、今後も「法人会はよき経営者をめざすものの団体」として会員の積極的な自己啓発・異業種交流等を支援して魅力ある法人会への脱皮を目指して行き、同時に会員数の増加に努めます。

それには支部における活動から活発に行ってもらうことが重要ですので、会員の皆様には積極的に支部活動等に参加されることをお願いします。

終わりに、会員の皆様のさらなるご発展とご健勝を心から祈念申し上げまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。



年頭の御挨拶

名古屋国税局 課税第二部長

中川 政晴

平成30年の年頭に当たり、公益社団法人飛驒法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、輸出、生産、設備投資の増加、個人消費の持ち直しなどにより、景気は拡大しております。また、この地域においては、2027年予定の「リニア中央新幹線」の開業を見据えた名古屋駅周辺の再開発が進んでおり、新しい名古屋の玄関口として、名古屋駅直結の超高層複合ビル「ゲートタワー」が開業するなど大いに活気付いております。

さらに、経済以外の面に目を向けましても、史上最年少でプロ棋士となった愛知県出身の藤井聡太四段の活躍や、秋篠宮家の長女・眞子様の御婚約発表といった大変喜ばしい出来事がありました。

このような中で新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、経済活動の国際化・ICT化の進展とともに、様々な制度改正が行われるなど、税務行政を取り巻く環境も大きく変化しております。

国税当局といたしましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様が不公平感を抱かないよう、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

具体的には、ICTやマイナンバーの活用による納税者の皆様の利便性の向上と、税務署の内部事務等の集中処理などの事務運営の最適化を通じて、税務行政のスマート化を目指すことにより、納税者の皆様の信頼の確保に努めるとともに、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けて、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しております。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、e-Taxにつきましては、添付書類のイメージデータによる提出などの更なる利便性向上施策の運用が開始されております。皆様には、これまでもe-Taxやマイナンバー制度の普及・定着をはじめ、消費税の軽減税率制度や税を考える週間、確定申告期における税の啓発活動などに、多大な御支援をいただいております。このような御協力に対しまして、重ねて御礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人飛驒法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

署長さん
訪問記

新春よもやま話



高山税務署長
青木 愛氏

ききて 広報委員長 住 宏夫
女性部会広報委員 鍋島 正子
高山支部青年部会部会長 田中 由泰
事務局 佐藤 昇

—— 明けましておめでとうございます。
本日は「新春よもやま話」と題しまして、署長さんにいろいろとお話をお聞きしたいと思います。
よろしくをお願いします。

署長 明けましておめでとうございます。
昨年7月に高山税務署に赴任して半年になりますが、旧年中は法人会の皆さまには大変お世話になり、ありがとうございました。
今年も引き続きよろしくをお願いします。

—— 署長さんのご出身地は？

署長 私の出身地は、福島県伊達郡国見町というところ。福島県の最北端に位置する人口1万人弱の小さな町で、山に囲まれたのどかな雰囲気のある町です。果物の産地で、夏は桃、冬はりんごや干し柿（福島では「あんぽ柿」と呼びます）が名産品です。

—— 署長さんの子供の頃はどんなお子さんでしたか？

署長 実家は、祖父母の代から桃栽培をしている兼業農家ですので、子供の頃から桃が大好きで毎年桃を食べることが楽しみでした。

飛驒に赴任してから朝市などで見かける栽培物の種類が似ているので、ふるさとを懐かしく思い出しています。特に飛驒のりんごは美味しいので、秋から年末には毎朝食べていました。

—— 署長さんのご経歴は？

署長 平成21年に国税庁に入庁し、平成23年は、さいたま市の大宮税務署で法人税の調査や徴収事務を行いました。

平成24年にはIMF（国際通貨基金）と世界銀行（発展途上国の開発を支援する国際金融機関）の活動に係る国際会議の開催業務に携わり、平成25年にはシアトルのワシントン大学に留学し、アメリカの租税法を学びました。

その後は、国税庁の人事課で、国家総合職(旧国家公務員I種)採用の仕事に従事しました。

昨年の6月までは、金融庁で大手企業から提出される有価証券報告書の虚偽記載や正しく企業の監査を行っていない公認会計士の処分を行う業務に携わり、アベノミクスの一環であるコーポレートガバナンス(企業統治)改革に関する政策の企画なども行っていました。

—— 実に多彩なご経歴ですね。

署長 これまで税務の現場に留まらず、国内外、中央、地方と様々な場所、立場で幅広い仕事を経験する中で、以前よりも広い視野を持って物を考えることができるようになったと思っています。毎年、ある意味で転職をしているような気分になるほど違う仕事をすることもあるのですが、一見関係ないように思える経験や人とのご縁が、別のところで生きてくることがあり、不思議なものだなあと感じます。これからも、色々な経験を税務の現場に生かしながら、より良い税務行政の運営を実現できるよう頑張りたいと思っています。

—— 久しぶりの税務署ですが、以前と変わったところなど何かありますか？

署長 一番大きく変わったと感じるのは、マイナンバーが導入されたことです。実は、平成22年に国税庁企画課の番号制度PTで係員をしていた際、マイナンバーの前身である「税と社会保障の共通番号制度」の制度設計に携わっていました。当時は、税務行政において、共通番号をどのように活用すれば納税者の利便性が向上するのか、色々アイデアを出しながら、試行錯誤を繰り返していました。現在、制度が実際に運用されている状況を見ると、感慨深いものがあります。一方で、マイナンバーにはまだまだ活用の余地があると感じており、引き続き、税務当局としても改

善が求められていると思います。

また、平成23年に勤務していた大宮税務署は、職員数が150名を超える規模の署でしたが、高山署はその3分の1以下なので、職員全員の顔が見え、アットホームな雰囲気だと感じています。

—— 今年は大宮税務署(高山・岐阜南・関・中津川)が女性の署長となっていますが、女性署長の間で情報交換などはされていますか？

署長 女性の署長だけで集まって情報交換をするという機会はありませんが、定期的な会議や意見交換会の場で、他の女性の署長の皆さんに色々相談させていただくこともあります。

—— 先輩になる女性署長さんもおみえになるのですね。

署長 はい。特に他の女性の署長の方々は、これまで「女性初」と言われるポストを歴任したり、家庭と仕事を両立される中で試行錯誤を繰り返しながら、国税の職場で女性職員のさきがけとしてご活躍されてきた皆さんばかりなので、幅広い経験に基づくアドバイスなどをいただけるのは非常に有り難いです。私も働く女性の一人として、先輩方のように色々なことにチャレンジしながら、税務行政の円滑な運営に貢献できるよう、引き続き精進したいと思っています。



—— 政府が推進している「女性活躍社会」について、女性としてどのように考えていますか。

署長 政府は、少子高齢化、人口減少社会の中で日本の持続的な成長を実現し、社会の活力を発揮できる社会を構築するために、最大の潜在力である女性の活力を生かすことが不可欠であると考えています。

国や地方公共団体、大企業等は、女性活躍推進法により数値目標を掲げた事業主行動計画の策定や公表が義務付けられ、社会的にも女性の活躍はクローズアップされています。

女性が活躍するためには、密接な関係にある男性の暮らし方や、仕事や家庭に対する意識変革が必要だと思えます。

—— 税務署では、どのような取組みを行っているのですか？

署長 国税の職場においても、女性が働きやすい職場を目指して男女共に仕事とプライベートの双方の充実を図るため「ワークライフバランス推進強化月間」などを実施しています。

私も女性として、世の中の女性がもっと社会で活躍して欲しいと願っていますし、そのために男性の皆さんにも、女性が活躍できる社会の実現に向けた取組みを是非理解してほしいと思えます。

—— 今年の7月に赴任されてから、半年が経ちますが高山はいかがですか？

署長 8月の山の日に乗鞍の剣ヶ峰に登って雷鳥を見たり、下呂の温泉旅館に宿泊したり、古川の美しい瀬戸川沿いを散策したり、神岡のガッタンゴーに行ったり、白川郷のどぶろく祭りに行ったり、職場の人達などと一緒に色々と飛騨地域の名所を楽しみながら、飛騨の文化を学んでいるところです。

—— 飛騨地域を楽しんでいただいて嬉しいかぎりです。印象はどうですか？

署長 特に印象に残っているのは、10月の秋の高山祭りです。からくり奉納や、屋台引き廻しを見学しましたが、地元の子供さんたちが、大人に混じって、一生懸命にお囃子で太鼓を叩いたり、獅子舞を踊ったりしている姿に大変感動しました。飛騨の伝統が代々受け継がれる現場を目撃した気がします。

—— 署長さんは、東京に旦那様を残し、単身で赴任されているということですが、ご苦労されていることはありますか。

署長 実は、単身赴任は今回で2回目になります。1回目は、平成25年にアメリカに留学させていただいていた時でした。夫とは、「外国だと何かあったときにすぐに行くことができないけど、同じ日本なら近いし、すぐに行けるから大丈夫だね」と話しています。高山から東京までは半日あれば帰ることができますし、特に、苦労だと感じることはありません。ただ、土日に飛騨の美味しい食材で料理をして、上手くできたぞと思っても、一緒に食べる人が隣にいないとふと寂しくなったりすることはありますが。

—— 単身赴任だと旦那さんは家事が大変ですね。

署長 よく言われますが、実際は夫の方がマメな性格なので、案外私よりもきちんと家事をしていると思います(笑)。

飛騨・高山は見所満載の観光地なので、定期的に夫に遊びに来てもらって、色々なところに出かけています。8月には、白川郷に行って萱の



葺き替え作業を見学したり、11月には奥飛驒の温泉に一泊したり、新穂高ロープウェーに乗って、美しい山々を楽しみました。というわけで、夫も良いところに転勤させてもらえて良かったねと言ってくれています。

—— 趣味などがありましたら教えてください。

署長 特にこれと言った趣味はないのですが、美味しいものを食べるのが好きなので、飛驒の美味しい飲食店に色々と回って見えています。また、元々お酒はほとんど飲まなかったのですが、最近は、少しずつ飛驒のお酒を飲むようになってきました。

—— 飛驒の地酒のご感想は？

署長 飛驒のお酒は本当に美味しいですね。特に管内には12の酒蔵があり、それぞれバラエティに富んだお酒を工夫して作っていらっしゃるのが印象的で、酒類行政に携わる一員としても心強いです。

先日、東南アジアから友人が高山にきて酒蔵に案内した際、日本酒の美味しさに感激していました。美味しい飛驒の地酒をこれからますます広く知ってもらい、国内外で需要が拡大することを期待しています。

—— 署長さんの座右の銘がありましたら教えてください。

署長 座右の銘は特にありませんが、「後悔しないようにする」ことを心がけています。国税の職場に入ってから、毎年、新しい経験をさせていただき、分からないこと、知らないことも多い中で判断を求められることもあります。どちらを選べば一番後悔がないかを一つの判断基準にしています。自分自身にとってもそうですし、一緒に働いてくれている職員、あるいは組織全体にとって、最善の道は何なのかを常に考えるようにしています。

とはいえ、まだまだ自分の未熟さを痛感することも多く、反省の毎日です。

—— 最後に法人会に対する意見や要望をお聞かせください。

署長 飛驒法人会の皆様には、多年にわたり、税務行政に対する多大なる御支援・御協力を頂いており、大変心強く思うと同時に、絵はがきコンクールや、税金パネル展などの取組みを通じた皆様方のご尽力に対しまして、深く感謝と敬意を表する次第です。特に、近年は、小・中学生に対する租税教育活動において中心的な役割を果たしておられ、地域の将来を担う大切な子供たちへ身近な大人の方が租税の意義・役割を伝える活動をしていただいていることに大変感謝しております。これからも引き続き、このような活動に御協力いただきますよう、重ねてお願いいたします。

また、適正な申告・納税をしていただくことが国税庁、税務署の使命ですが、そのためには何より、地元企業が元気に活動され、飛驒地域の経済が発展することが重要だと思います。飛驒には、素晴らしい技術、伝統、文化、豊かな自然、真面目で誠実な人々といった多くの強みがあると思いますので、飛驒法人会の皆様の卓越したリーダーシップの下、さらに飛驒地域を盛り上げていただけるよう願っております。微力ながら、当局としても飛驒地域の発展のためにお役に立てるよう頑張りたいと思います。



税務署からのお知らせ

平成30年分以後の所得税確定申告及び年末調整の改正事項

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

(1) 配偶者控除

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額が次のとおりとされました。なお、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました。

居住者の合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

(2) 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下(改正前：38万円超76万円未満)とし、その控除額が次のとおりとされました。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととされています。

① 合計所得金額900万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超 85万円以下	38万円	105万円超110万円以下	16万円
85万円超 90万円以下	36万円	110万円超115万円以下	11万円
90万円超 95万円以下	31万円	115万円超120万円以下	6万円
95万円超100万円以下	26万円	120万円超123万円以下	3万円
100万円超105万円以下	21万円		

② 合計所得金額900万円超950万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超 85万円以下	26万円	105万円超110万円以下	11万円
85万円超 90万円以下	24万円	110万円超115万円以下	8万円
90万円超 95万円以下	21万円	115万円超120万円以下	4万円
95万円超100万円以下	18万円	120万円超123万円以下	2万円
100万円超105万円以下	14万円		

③ 合計所得金額950万円超1000万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超 85万円以下	13万円	105万円超110万円以下	6万円
85万円超 90万円以下	12万円	110万円超115万円以下	4万円
90万円超 95万円以下	11万円	115万円超120万円以下	2万円
95万円超100万円以下	9万円	120万円超123万円以下	1万円
100万円超105万円以下	7万円		

(3) 給与所得者の扶養控除等申告書等の整備

上記(1)及び(2)の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてその記載事項の見直しを行う等の所要の措置が講じられました。

《適用関係》 上記(1)から(3)までの改正は、平成30年分以後の所得税の確定申告及び年末調整について適用されます。

医療費控除は 領収書が提出不要となりました

改正の ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書”の添付が
必要となりました。

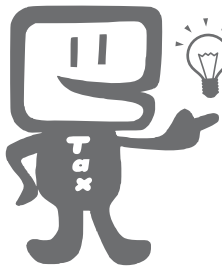
- ※医療費の領収書は自宅で**5**年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻：花子さん)

国税太郎さんが受けた医療			
2/18	■■■病院	診療	6,000円 ①
5/28	■■■病院	診療	3,400円 ①
	▲▲薬局	医薬品	700円 ②
国税花子さんが受けた医療			
9/13	○○診療所	診療	3,300円 ③
		医薬品	1,100円

平成 年分 医療費控除の明細書				
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません				
氏名 国税太郎				
1 医療費通知に関する事項				
医療費通知④を添付する場合、右記の①～③を記入します。 ④医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。 (例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)		① 医療費通知に記載された医療費の額	② ①のうちその年中に実際に支払った医療費の額	③ ①のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
① 被保険者等の氏名、② 療養を受けた年月、③ 療養を受けた者、④ 療養を受けた施設、⑤ 診療種・薬品等の名称、⑥ 医療保険者が支払った医療費の額、⑦ 保険者等の名称		円	円	円
2 医療費(上記1以外)の明細				
① 医療を受けた方(氏名)	② 病院・薬局などの支払先の名称	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額	⑤ (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円	円	円	円	円
		③ 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400	



・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計して記載します。

2 医療費(上記1以外)の明細欄の書き方

	(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額
①	国税太郎	■■■病院	☑診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円
②	同上	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス ☑医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円
③	国税花子	○○診療所	☑診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス ☑医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は

確定申告書等作成コーナーで！

「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー



www.keisan.nta.go.jp



消費税の軽減税率制度が実施されます!

平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、税率引き上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されることとなりました。

	平成31年10月1日以後	
	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2%	1.76%
合計	10.0%	8.0%

《 軽減税率の対象品目 》

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除きます。)をいい、外食等を除きます。

週2回以上発行される新聞

週2回以上発行される新聞とは、定期的に継続して購読することを契約しているもので、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する、週2回以上発行される新聞をいいます。

■ 相談窓口一覧

ご相談内容	窓 口	連 絡 先
軽減税率制度(対象品目・税額の計算方法など)	国税庁 電話相談窓口	お近くの税務署にお問い合わせください。 税務署の電話番号等につきましては、国税庁ホームページから確認頂くことができます。 ホームページ：http://www.nta.go.jp
中小・小規模の小売事業者等に対するレジの導入・システム改修等に係る補助金	軽減税率対策補助金事務局	専用ダイヤル：0570-081-222 ホームページ：kzt-hojo.jp
消費税転嫁対策等に関する相談	内閣府 消費税価格転嫁等総合相談センター	専用ダイヤル：0570-200-123
その他 中小企業支援施策全般	中小企業庁 相談室	電話番号：03-3501-4667

軽減税率対策補助金

軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際(注)に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

(注)リースによる導入も補助対象となります。

軽減税率制度に対応するためのレジや受発注システムの改修費用は、一般的に修繕費として処理できます。



○ 軽減税率対策補助金の2つの申請類型

A型(複数税率対応レジの導入等支援)のポイント

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修するときに使える補助金です。

補助率	① 導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3 / 4 ② 導入費用が3万円以上の場合：2 / 3 ③ タブレット等の汎用機器：1 / 2
補助額上限	レジ1台あたり20万円。さらに、新たに商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を加算。複数台を導入する場合は、1事業者あたり200万円を上限。
補助対象	レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスタの設定費用
申請手続き	基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申請のタイミング	機器購入後又は改修完了後(申請受付期間は平成30年1月31日まで)

B型(電子的受発注システムの改修支援等)のポイント

電子的な受発注システム(EDI / EOS等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

補助率	2 / 3
補助額上限	小売事業者等の発注システムの場合：1,000万円 卸売事業者等の受注システムの場合：150万円 発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円
補助対象	電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修、現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替、電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受発注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替 ※受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、購入費用の1 / 2相当額が支援対象となります。
申請サポート等	専門知識を必要とする改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行います。
申請のタイミング	①システム改修等の場合：平成30年1月31日までに事業完了報告書を提出 ※契約、作業着手前に交付申請が必要(申請は随時受け付け) ②パッケージ製品・サービスを自ら購入した場合：導入後に申請 (申請受付期間は平成30年1月31日まで)



新年を迎えて

(株)長瀬土建
北 出 隆
(高山南支部)

今年は、5回目の年男で、還暦の年にあたり、いろいろな意味で、区切りの年になります。これまでを振り返り、これからを考える良い機会になると思います。

さて、私は建設業関係の仕事に就いて40年近くになります。この間、建設業はずいぶん様変わりをしてきました。特に近年は、IT技術の進歩とともに、ほんの数年前のやり方が通用しないほど変化の幅が大きく、今後もこの流れは加速していこうと感じています。

しかしITや様々な技術が進歩しても、それを活用し、現場で形にするのは人間です。私は、これからも人と人(仲間同士)の関わり合いを大切に、人と接し、過ごして行こうと思っています。

人生も折返しを過ぎ、これからの人生は、少しでも社会に貢献し、人に喜ばれる時間を多く持ちたいと願っています。



少し緩めの一年へ

(有)飛驒萩原農産加工センター
戸 谷 正 明
(萩原支部)

食品会社を設立し、無我夢中で走っているうちに今年で30年になりました。

地元の食材を使い、皆様方に喜ばれる食品作りをすることで地域の活性化に繋がればとの想いを込めて日夜励んでまいりました。

地域に貢献できたかは定かではありませんが、たくさんのお客様のご愛顧や、周りの方からの余りあるほどの支えや助けを頂戴し明るく元気な従業員と共に今も現役で頑張っています。ここまで走ってこれたのは偏に皆様方のお蔭と感謝の心しかありません。

気づけば私も今年72歳、6回目の年男です。後継者も決まり、バトンの行く先の決まった今、走っていた足を少し緩め、趣味のゴルフと囲碁でも楽しみながらゆったりと歩いていけたらと考えています。



子育てを飛驒で

(株)飛驒ライフプラン
松 山 尚 登
(神岡支部)

『生まれ育った飛驒で子育てをしたい。』そんな想いで勤めていた会社を退職し大阪から飛驒に帰ってきたのが35歳の時でした。当時5歳の娘と2歳の息子は、今年で大学生、高校生となり、時の早さを感じています。娘はこの春から大学生として飛驒を離れていきます。飛驒の豊かな自然と温かい人の心に育てられたことを誇りにがんばってもらいたいと思います。

私は、ファイナンシャル・プランナーとして飛驒に関わりのある人の豊かな人生設計をサポートするため『住まいと保険のFP相談オフィス』を開業して12年間が経ち年男を迎えます。これまで地域の人たちのたくさんのご縁に助けられたこと本当に感謝しています。

これからも『家族を幸せにする・仕事を通じてお客様を幸せにする・地域社会に貢献し豊かな社会にする』の3つの想いを胸にがんばっていきます。



節目の年を迎えて

(株)ジョイホームセンター
今 井 直 也
(下呂支部)

私は10年前から、父から受け継いだ小売事業(ホームセンター)を営んでおります。

近年、ネット販売・CVS等といった利便性の高い業態の業種が増えてくる中、今後ますます進む少子高齢化や家庭内労働力の低下という社会情勢を踏まえて、5年程前から第二創業としてサービス業(便利屋)を始めました。

今後も小売業&サービス業の高い関連性のさらなる進化・付加価値の向上を目指し、地域の皆様のかかりつけ医のような存在、頼られ必要な存在になれるよう頑張っていきたいと思っています。

そして今年、4回目の節目の年を迎えるにあたり年齢的にも体調管理に気を付ける事と、仕事以外に個人としても何か1つか2つは新しい事に挑戦していきたいと思っています。

どうかこれからも皆様の変わらぬご指導を宜しくお願い致します。



法人会全国青年の集いに向けて

(株)田中酒店

田中 由泰
(高山支部)

昨年より、飛驒法人会の青年部会長を務めさせていただいています。高山市内の陣屋近くにある、田中酒店を経営しています。業務内容は、業務店様向けの酒類販売とファミリーマート高山桐生店をFCで運営しています。

さて、今年の11月には、法人会全国青年の集いが岐阜の地で開催され、はるばる岐阜の地に訪れる皆様をいかにおもてなしするか、日々知恵を出しているところです。また、あわせて、租税教室の内容を全国にむけて発表する機会もあり、なかなか充実した法人会活動を送れそうな1年になりそうです。

早いもので4回目の干支を迎えることになりました。過ぎ去る年の速さに驚かされますが、法人会活動とともに、事業やプライベートなど、貴重な1日1日を丁寧に生きていきたいと思えます。あわせて、法人会の益々の発展と皆様のご健勝を祈願いたしまして、年男の抱負とさせていただきます。



還暦を迎えて

(株)讃 建

星屋 俊人
(金山支部)

人生の節目である還暦を迎えることができました。

正直なところ、私が若い頃に描いていた還暦のイメージと実際にその年齢に達して思うギャップの大きさに戸惑っております。いわゆる若い頃に描いていた年寄りというイメージとは、あまりにかけ離れた感覚の自分がそこにいます。

しかし、いつの間にか孫が二人でき、「じいじ」と呼ばれているのも事実です。こんな当たり前の事が人生の幸せなのだ感謝しております。

昭和33年に生まれ高度経済成長期を経て、有難いことに戦争とは無縁の時代を生きてこれましたが、最近の世界情勢を見ていると、子や孫の時代もいい時代であることを願うばかりです。

還暦とは、60年で干支が一回りして再び生まれた年の干支に戻るという意味だそうですが、これまでの人生に感謝し次の人生を新たな気持ちで再スタートしたいと思えます。



オンリー“ワン”を目指して

(株)熊崎組

熊崎 靖之
(小坂支部)

早いもので、今年で4回目の年男を迎えることとなり、年を重ねるごとに一年が早く過ぎると感じます。

現在、建設業では従事者の高齢化や若手の担い手不足が全国的にも又、地元下呂地域においても深刻な問題となっております。

そんな中、我が家の長男が大学卒業とともに我が社への入社を決めてくれ今年から正社員として働いてくれることとなり本当にありがたく感じております。これから健康第一、安全第一でいろいろなことにチャレンジしてほしいと思えます。

私も年男として、切磋琢磨し今まで以上の知識を身につけ今後の建設業の情勢を早く把握できるよう心掛けていきたいと思えます。

また、職場の仲間とともに明るい職場作りをして若い人に興味を持ってもらえるような会社作り、地域への貢献ができる会社となるよう精進したいと思えます。

今年が戌年ですので、自社の強みをアピールできるオンリー“ワン”の会社を目指し頑張ります!



新事業から10年

古川製材(株)

倉坪 茂親
(古川支部)

今後の見通しを考えて、製材業からシフトチェンジするべく住宅事業「NOZOMI HOME」を立ち上げて10年が経ちました。お陰様でその事業部も大きく成長し、当初私一人しかいなかったこの事業部も、今では30人を超す仲間が集まり、「いつまでも仲良く笑顔いっぱいの暮らしを提供する」という目的の為、皆が頑張っていて貰っていることに、改めて感謝をしたいと思えます。

今年、我々住宅業界では会社の存続がかかってくる大きな転換期を迎えます。この後起こる「消費税増税」に伴う駆け込み需要。そしてその後の新築事業の大幅な低迷。この余波は全国全ての住宅会社を飲み込みます。ですので、この荒波に立ち向かい、更に進んでいくために、しっかりとした会社力を身につけなければと考えております。



休憩室

「飛驒地域をノルディック ウォーキングの聖地に!!」

全日本ノルディックウォーキング連盟
公認上級指導員

岡田 善徳

今回、この様な形で皆さんにノルディックウォーキングを紹介出来る機会を与えて頂きまして、ありがとうございます。

私はもともと趣味でスキーやスノーボードの指導をしていまして、現在は荘川高原スキー場で指導しています。

そのため、冬場に向けてのトレーニングと言うことでジョギングを始めたところ、膝の痛みを招きましてウォーキングに移行しました。

しかし、ウォーキングですと私の思っているほどのトレーニングにはなりませんでしたし、また膝が痛みだすのではと、ひやひやしました。

そこで体への負担が小さく、運動効果の高いトレーニングはないかと調べたところ、ひとつのスポーツに出会いました。

それが、ノルディックウォーキングです。

ノルディックウォーキングとは、2本のポールを持ち、地面に突きながら歩くウォーキングスポーツです。

最近では飛驒市でも、ポールを使いながらウォーキングをしている人を多く見かけるようになりました。



ノルディックウォーキングのイベント

皆様の中でも、あのウォーキングはなんなんだと思われている方が見えると思いますので、ノルディックウォーキングの楽しさを知って頂けたらと思います。

もともとの起源は、北欧においてクロスカン トリー選手の夏場の体力維持やトレーニングに利用されていました。

そこで、日本のメーカーが効果が大きいということで、日本式のディフェンシブポールを作成しました。

このポールの発明により、歩き方の研究が進み、トレーニングだけではなく、健康維持・促進・リハビリ・介護など、様々なシーンでノル



岡田 善徳 氏



ディックウォーキングが活用されるようになりました。

初めはアスリート向けだったということで、運動が苦手な方は少しとっつきにくいと思われるかもしれませんが、ノルディックウォーキングは体への負担が小さく、運動効果の高いトレーニングで、森や湖、小川のほとりを歩くことでリラクゼーション効果があり、体感的には楽に感じるのが最大の特徴です。

ノルディックウォーキングは、普段のウォーキングや杖をつけて歩くよりも、地面の支える面が広く、安定して歩くことができます。さらに、ポールをつけて歩くことにより、ウォーキングやランニングではあまり使わない上半身の筋肉を多く使います。

ポールを使いこの面積が広いほど立っている時に安定し、長時間の歩行につながり、体力面だけではなく精神面も鍛えられて、それが自信につながります。

また、運動効果としましては、病気予防にたいへん効果があるとされています。その中でも、うつ病・認知症・骨粗しょう症・高血圧症・糖尿病の予防には、効果があると科学的に証明されています。

是非、これからウォーキングを始めようと思う方、運動不足を解消したい方、医師に生活習慣病を指摘されています方、腰痛・ひざ痛などで通常のウォーキングが困難な方には、お勧め致します！！

本年も飛驒市内にて仲間
の指導員と共にノルディッ



ノルディックウォーキングの指導

クウォーキングのイベントを5回開催しました。

特に、河合町で行った天生湿原をまわり、種倉にて新そば祭りを堪能するイベントは、天候も良くたくさんの参加者が集まり大盛況でした。

今後は、自然豊かなこの飛驒市にて、五感をフルに活かしたノルディックウォーキングの大会を開き、ゆくゆくは飛驒地域がウォーキングの聖地として、年齢・性別・身体能力・運動経験などにかかわらず、誰でも気軽に始められ、生涯楽しむことができる健康法として広がって行くことを願っています。

(文責：谷邊 浩也)



天生湿原で記念撮影

事業所訪問

有限会社 せんだ生花店

概

要

代表者：代表取締役 千田 友倫
所在地：下呂市森1081番地3
創業：昭和47年5月
設立：平成11年4月
従業員数：6名(含パート)
事業内容：生花販売

対

談

ききて 本日はお忙しい中お時間をいただきありがとうございます。まず最初にせんだ生花店さんの創業についてお話をおきかせください。

社長 下呂温泉という土地柄は旅館さんやホテルでのお花の需要が多く、もともと私の母は生け花の経験があったということから45年前に生花店として創業いたしました。

ききて 千田社長の経歴についてお聞かせください。



社長 大学を卒業後、名古屋の花屋で2年・養老の花屋で1年修業させていただきました。それぞれフラワーアレンジメントにおいて有名な花屋さんだったということもあり多くのことを勉強させていただきました。

当時は、花屋を目指す若手を中心とした仲間といつも勉強会を開きフラワーアレンジメントの表現について競い合ったり、花について夜中まで熱く語り合ったりして過ごしていました。

翌日の早朝4時頃に生花市場へ仕入れに行くのが大変だったことが思い出されます。(笑)

ききて 素敵な友人に恵まれましたね。今でも交流されているのですか。

社長 下呂へ帰省後も当時の仲間たちとは交流を続け、一緒にフラワーデザイン競技会に参加したりすることもあります。2005年には毎年開催される一般社団法人JFTD(花キューピット)主催ジャパンカップ全国大会出場の際は全国の競技者800人の中からさらにファイナルまで進みベスト10に入ること



ができました。この大会では常に東海ブロックの上位に入り代表として出場させていただいています。(^^)v

若いころ切磋琢磨しあってきた仲間とは今でも意見交換したり競技会を通してお互いに刺激し合っています。そんな仲間たちのおかげで今の自分が頑張れるのだと思います。

ききて その素晴らしい経歴が仕事に活かされていると思いますが、商売をする上でこだわっていることや苦労されていることはありますか？



「懸け橋」



「生け込み」



「熱いハート」



「実からでたバラ」



「和のバランス」

社長 ほとんどの花屋さんにはキーパー（お花用の冷蔵庫）を置いてあると思いますが、私の店では母のこだわりで新鮮な花をお客様にお届けしたいという思いで創業以来キーパーを設置せず営業させていただいております。また田舎の花屋にしては多くの種類や高価な場合もありますが珍しい花も気を使い仕入れさせていただいております。

苦労したことがあるとは思ったことがなく、フラワーアレンジメント・フラワーデザインした商品をお客様が手にされた時の喜んでいただける表情が私の活力となっております。

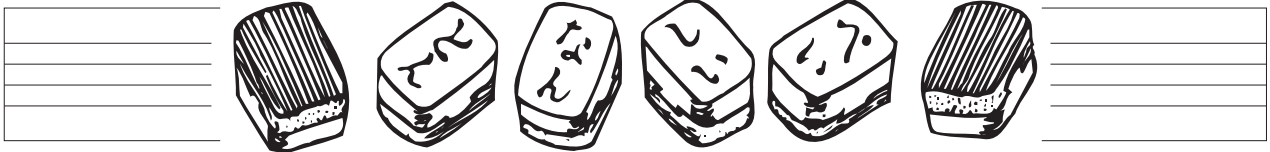
ききて 今後について何かお考えですか？

社長 まだ先かもしれませんが、落ち着いたとしたら多くの人に花に触れていただきたいという思いがあるので、気軽なフラワーデザインの教室をやりたいと思います。一輪の花でも暮らしや生活の中に溶け込んでもらえるよう、そして気軽に楽しんでいただけるよう提案をしていきたいと思います。

地元のお客様に可愛がられていることに感謝しながら、楽しく毎日を過ごさせていただいております。今後ともよろしく願いいたします。

ききて 社長の花に対する愛を感じさせていただくことができました。ありがとうございました。

(ききて：千田)



高山南支部 『宮峠トンネル』工事見学会

11月9日、当法人会と高山南商工会会員合同の国道41号線「宮峠トンネル」の工事見学会を行いました。総勢50名で、青木高山税務署長と河邊統括官も参加されました。

このトンネルは、久々野町山梨から一之宮町を結ぶ延長1,863mの工事で、約半分の地点まで掘削が進んでいます。参加者は、工事先端部やトンネルの中を歩きながら、高山国



説明を受ける参加者



トンネル内で記念撮影

道工事事務所や施工業者でアイサワ工業㈱の担当者から、工事の進捗状況や工法、施工機械などの説明を受けました。

来年の今頃には貫通する見通しであることに驚きましたし、供用開始は平成32年度とのことでした。このトンネルが完成することで、宮峠の事故の減少や流通産業の促進など、地域が活性化する事を大いに期待してバスに乗り込み視察を終りました。
(南 記)

神岡支部 『わくわくワーク』を開催！

平成29年11月15日(水)、神岡中学校体育館において、神岡商工会議所青年部主催による「わくわくワーク」が開催されました。

「わくわくワーク」は、近年の急速な人口減少や少子高齢化などの影響により、地元企業においても後継者育成や人材不足が深刻な問題となる中で、地域の子供たちに地元企業の魅力を発信し、長期的な視野での雇用促進や人材育成を図ることを目的として開催しています。



会場の様子



業務体験をする生徒たち

今回の開催では、地元企業18社が出展し、神岡中学校の全校生徒を対象に、それぞれの企業の実際の業務体験や企業概要の説明を行いました。

主催した商工会議所青年部の老田会長は「本事業により、地域の子供たちに、魅力ある多くの地元企業を知っていただくことができた。今回の体験が、生徒の皆さんにとって、今後の進路選択や勉強に夢や目標が持てる一助になればいいと思います。これからも神岡中学校との連携を深め、青少年育成に力をいれていきたい」と話し、次年度以降の開催にも意欲を見せました。
(追分 記)

古川支部 飛騨古川の冬の風物詩・嫁を見立ての『三寺まいり』

毎年1月15日に行われる、飛騨古川に300年以上も伝わる伝統行事「三寺まいり」。

浄土真宗の宗祖、親鸞聖人のご遺徳を偲んで、町内の三つのお寺に人々が詣でたことが、「三寺まいり」の始まりと言われております。

明治・大正時代には、飛騨から野麦峠を越えて信州へ糸引きの出稼ぎに行っていた年頃の娘たちも帰省し、この日は着飾って巡拝しました。

「嫁を見立ての三寺まいり」と飛騨古川の小唄にも歌われるように、これが若い男女の出会いの場となったことから、現在では「縁結びのおまいり」として知られるようになり、この15日の夜に、和服を着た娘さんが恋愛成就を祈りながらおまいりをします。

三寺まいりの楽しみ方としまして、着物はもちろん肌襦袢や足袋、羽織までを一式レンタルし、着付けまでしてもらうことが出来ます。料金は3,000円／1人（一式レンタル・着付け料込）で、利用時間は午後15時より20時までです。

是非、300年の伝統を感じながら雪の飛騨古川を着物姿で歩いて、恋の成就をお祈りしましょう。

（谷邊 記）



萩原支部 飛騨萩原の『桜めぐり』

まだまだ冬、寒い日も続きますが、ちょっと春の先取り！

下呂市には苗代桜を始め、桜の名所・名木がいくつかありますが、萩原にも地域で愛されてきた桜が数多くあります。桜の見ごろの時期を迎えるとウォーキングや桜まつりなどの催しで市内外から多数の方々にお越しいただいています。

なかでも人気は、桜に囲まれた広い芝生が家族連れに人気



の「飛騨川公園の桜」。田んぼに映る旧家と桜のコントラストが美しい「宮谷の桜」。樹齢350年を超える「永養寺のしだれ桜」。通行人に覆いかぶさる姿が圧巻の「岩太郎のしだれ桜」。鳥居を覆うように咲く「森山神社のしだれ桜」などです。



ほかにもまだまだご覧いただきたい桜がありますので、ぜひ今年の春は萩原へお越しください。

（桂川 記）

飛驒法人会の活動報告

上村洋行氏講演会を開催

平成29年11月7日(火) ところ：高山市役所 地下 市民ホール

(公社)飛驒法人会では、毎年社会貢献活動の一環として講演会を開催していますが、本年度は、司馬遼太郎記念館館長の上村洋行氏を招き、「司馬遼太郎の関心」と題して、司馬作品を通じ司馬遼太郎の生き方を語っていただきました。多数の皆様にご聴講していただきました。

上村氏は、最近映画化された「関ヶ原」について、司馬はこの合戦は世界史にも類を見ない17万人という人数と鉄砲等の火器が使用されていること。また、この合戦において毛利などの有力大名が領地を減らされるなどして、その後の日本の運命が変わったことなどを指摘していたと述べられました。

「坂の上の雲」では、小さな国であった明治期の日本が、登場人物を通じて、健全な「公」と「私」の考え方を持っていたことを書いている。それに比べ現在の日本は、その考え方が無くなってところがある。ということをご指摘されました。

講演会開催に当たり、会場設営等ご協力いただきました役員及び青年部会の方々に感謝申し上げます。



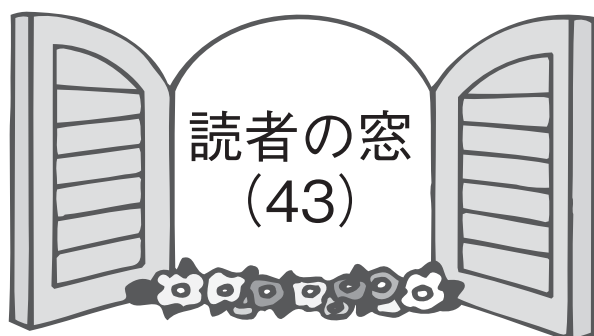
税制改正要望活動 実施報告

原田勝由樹税制委員長が「平成30年度税制改正に関する提言」を11月21日(火)に金子俊平衆議院議員(秘書)、平成29年11月20日(月)國島芳明高山市長(西倉副市長)、藤江久子同市議会議長あて提出しました。

また、今年度から新たに11月20日(月)に都竹淳也飛驒市長、同市葛谷寛徳議会議長へ渡邊久憲税制委員が、11月27日(月)に服部秀洋下呂市長、同市伊藤巖悟議会議長へ、中島忠士・中谷敬子税制委員が提出しました。

提言の内容は、国税関係においては法人税の実効税率のさらなる引下げ、消費税引き上げに伴う対応措置などを、地方税関係では固定資産税、都市計画税の評価方法及び課税方式の抜本の見直しなどです。





このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。
税金への色々な主張・ご意見・アイディア・気の利いた
写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多くの
投稿をお待ちしています。
投稿は(公社)飛驒法人会まで、FAX・Eメールにてお願い
します。

F A X 0577-33-1093
E-mail hidahojn@siren.ocn.ne.jp

貯蓄から投資へ

高山市 50代 女性

新年にあたり、今年から、新たに始めようと思っております。

それは、老後のための資金作りを始めるということです。

これからは、年金だけで生活していくのは到底無理であり、国はあてにならないので、自分の老後の資金は自分でと思います。

今までは、投資などということには無縁でしたが、個人型確定拠出年金(iDeCo)や、2018年1月から始まるつみたてNISAなど、初心者でも始められる制度があります。それらを利用して、「貯蓄から投資」の流れに乗り遅れないように、コツコツ投資して、60歳から始まる黄金期間のために備えたいと思います。

国の財政

下呂市 60代 男性

借入金で調達したお金の金額が通帳に記帳された瞬間から、自分が稼いだお金ではないにもかかわらず、あたかも自分のお金のように使うことができます。

しかし、その通帳の数字は“信用”で創られた仮の所得にすぎません。一時的には稼ぎ以上の消費生活は可能ですが、いずれは所得の中から消費を節約してでも返済しなければなりません。

これを国に置き換えれば、国の財政運営は、年間の税収に見合った支出に抑えることが基本です。ただし不況で税収が増えないときは、公債を発行して税収以上の政府支出により、公共事業等で景気や雇用を支える機動的な財政政策は必要です。そのかわり、好況で税収が増えれば、まず不況の時に賄った公債費の返還財源に充当し、その他の支出を抑えるという財政規律が必要です。

赤字公債発行は、あくまで“短期”の財政政策です。たしかに、複式簿記でいえば「国の借金」＝「国民の貸付金つまり国民の資産」で、資産と負債は同額バランスはします。しかし野放図な公債発行が続けば、増税になるか国家予算の大半が「国債償還費」になってしまいます。

国の借金1,071兆円、財政再建は待ったなしです。

青年部会だより

法人会全国青年の集い・高知大会

平成29年11月9日(木)・10日(金) ところ：高知県民文化センターほか

第31回大会は、高知県法人会連合会及び同県連青年部会連絡協議会の主管にて、佐川宣寿国税庁長官をはじめ高知県知事など多数の来賓を迎えて、「未来を継ぐ 絆「志国高知」」を大会スローガンに全国から2,400名が参加して開催されました。

大会は9日の租税教育活動プレゼンテーションから始まり、10日の部会長サミット、間寛平さんの記念講演があり、未来を担う子供たちに対して租税教育活動を通じてこの国のより良いかたちを探求することを確認しました。

なお、本年11月にいよいよ岐阜大会が迫っていますので、岐阜県下青年部会のメンバー総勢100名(うち飛驒10名)と信長公おもてなし武将隊3名、濃姫2名が高知に乗り込んで、大会のさまざまな場面で招致活動を行いました。

飛驒法人会青年部会は、岐阜大会では租税教育活動プレゼンテーション及び物産展を担当します。会員の皆様の更なるご協力をお願いいたします。



高山税務署長と語る会

平成29年11月17日(金) ところ：高山グリーンホテル


(公社)飛驒法人会青年部会連絡協議会は、青木高山税務署長を講師に招き「語る会」を開催しました。

当日は26名の参加があり、青木署長より「税金いろいろ～日米税制の違いなど～」と題して講演がありました。

ご自分が国税庁に入庁され、アメリカ留学(シアトル)をされた経験をもとに、アメリカと日本の税制の現状を、わかり易く話されました。特に、アメリカの所得税申告書の様式を示されての説明は、参加者も興味深く聞いていました。

講演のあと懇親会が行われ、署長さんと会員相互の意見交換の場となりました。





今年も法人会の
福利厚生制度の普及と通じ
会員企業とそのご家族の皆様
安心をお届けしてまいります
本年も何卒
よろしくお願ひ申し上げます

平成三十年

謹賀新年

岐阜支社
〒500-8856 岐阜県岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル13階
法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

〈引受保険会社〉 **Afiac アフラック**

編集後記

- 新年明けましておめでとうございます。皆さまには新年を和やかに迎えのこととお慶び申し上げます。
- 高山税務署長 青木 愛さんを訪問して、恒例の“新春よもやま話”のお話を伺いました。飛驒の風土と食べ物、お酒が気に入られたようで、任期まで飛驒を積極的に満喫していただき、この地方の宣伝をしてもらえるとありがたいです。
- “とんなんしいぺい”に宮峠トンネルが平成32年度に開通するという記事があります。安房峠にトンネルができて20年が経ち、飛驒地方の観光も大きく変わってきました。また、東海北陸自動車道の4車線化も清見～白鳥間が平成30年度に開通します。交通が便利になり飛驒が活性化することに期待します。
- 休憩室のノルディックウォーキングは、高齢者が増える今後健康維持にいいと感じました。和気あいあいとしたこのようなサークルが多くできていくといいと思います。
- 今年も青年部による租税教室が開催されます。若い世代への色々な教育がなされることを期待します。(HS)

法人会
**消費税期限内納付
推進運動**

平成30年1月 公益社団法人 飛驒法人会 広報委員会

住 宏 夫	長瀬 栄二郎	高橋 厚生	下畑 了三	内方 光一	矢島 俊彦
千田 純弘	桂川 典輝	細江 和彦	南 賢太朗	谷邊 浩也	追分 英輔
鍋島 正子	富川 由希子	佛坂 尚子			